

議案第25号

令和6年度二宮町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度二宮町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	423ha
(2) 年間有収水量	2,028,780m <sup>3</sup>
(3) 一日平均有収水量	5,558m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良費	
(ア)汚水枝線等工事	179,600千円
(イ)流域下水道建設費負担金	19,103千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中公営企業会計支援業務委託料等の財源にあてるため、公営企業会計適用債4,200千円を借り入れる。

		収 入	
第1款	下水道事業収益	768,441千円	
第1項	営業収益	319,335千円	
第2項	営業外収益	449,106千円	
		支 出	
第1款	下水道事業費用	757,384千円	
第1項	営業費用	676,177千円	
第2項	営業外費用	71,179千円	
第3項	特別損失	28千円	
第4項	予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額241,904千円は、当年度分消費税資本的収支調整額15,257千円及び当年度分損益勘定留保資金226,647千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		507,233千円
第1項	企 業 債		319,200千円
第2項	他会計出資金		33,459千円
第3項	他会計補助金		53,663千円
第4項	国庫補助金		91,550千円
第5項	負 担 金 等		9,361千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		749,137千円
第1項	建 設 改 良 費		322,024千円
第2項	企 業 債 償 還 金		427,113千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
下水道事業 費用	営業費用	経営戦略策定事業	6,325	令和6年度	2,475
				令和7年度	3,850

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関に対する損失補償（令和6年度）	令和6年度 ～ 令和11年度	1,900千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	201,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	17,300	同 上	同 上	同 上
資本費平準化債	100,000	同 上	同 上	同 上
公営企業会計適用債	4,200	同 上	同 上	同 上
計	323,400			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、247,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 60,536千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業費用及び資本的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、279,590千円である。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子